右

の者に対する

傷

対してなした勾留は、左記

る必要があると認められるので、平成の

年

月ニ

一日か

ら勾留期間を

0

理由

により、

なお

勾留を継続す

指 揮印

平成 四 年(わ) 第一つ

号

期間更新 昭 昭 昭

平平

成成

回回

年 年

第四四

月二

- D

日 日

勾留罪名

留

期

間

更

被 告

新 決 定

被告事件について、 先に被告人に

記

更新する。

定まった住居を有しない。

罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。

炎

Samuel P

T

逃亡し、又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある。

兀 死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したものであ

常習として長期三年以上の懲役又は禁錮にあたる罪を犯したものである。

氏名又は住居が判らない。 本件について禁錮以上の刑に処する判決の宣告があったものである。

Ŧī.

金沢地方裁 判 所第三部平成四年十月/1日

官三宅俊一

說

判

長

裁

判

) 工家司

判

官

Appendix description of the special description

裁

判

官

徽